

保護者の皆様へ

坂田保育所

保育所における与薬について

本来、主治医から乳幼児に処方された薬は、保護者が与えるべきものであります。現在保育所では、やむをえない場合に限り保護者の方に代わって保育士が与薬をしていますが、慎重に対応していくために、下記の事項について、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

【やむなく保育所に投薬を依頼する場合の注意事項】

- 1) 保護者からの「投薬依頼書」に基づき対応します。
- 2) 受診時に何の薬か確認しましょう。
※できるかぎり朝夕の処方にしてもらい、自宅での与薬をお願いいたします。
- 3) 医師から指示があった薬1回分のみ、対応いたします。従って、保護者の判断のみで与薬させている薬(市販薬)は、保育所は取扱いしません。
- 4) 「投薬依頼書」には、薬の用途(風邪、咳、整腸剤、中耳炎等)や与薬方法など忘れずに記入してください。
- 5) 容器や袋にも氏名とクラス名を書いてください。
- 6) 持参した薬と「投薬依頼書」と一緒にして、必ず保育士に手渡してください。
※服薬期間中は、「投薬依頼書」を毎日提出してください。

ご家庭での投薬を推奨いたします。
受診の際は医師に1日2回での投薬が可能かご相談下さい。

